県立自然公園における許可・届出が必要な行為

山梨県立自然公園条例に基づ〈<mark>許可</mark>が必要な地域・地区

·特別地域(第1種~第3種)

山梨県立自然公園条例に基づ〈<mark>許可</mark>が必要な行為

地域・地区	行為の	X	分
特別地域	・工作物の新築、改築、増築	(第 20	条第4項第1号)
(第1種~第3種)	・木竹の伐採	(第 20	条第4項第2号)
	・指定区域内における木竹の損傷	(第 20	条第4項第3号)
	・鉱物の堀採又は土石の採取	(第 20	条第4項第4号)
	·河川·湖沼等の水位又は水量の増減	(第 20	条第4項第5号)
	・汚水等の排出	(第 20	条第4項第6号)
	・広告物等の掲出、設置、表示	(第 20	条第4項第7号)
	・屋外での土石等の集積又は貯蔵	(第 20	条第4項第8号)
	・水面の埋め立て又は干拓	(第 20	条第4項第9号)
	・土地の開墾又は形状変更	(第 20	条第4項第10号)
	・高山植物等の採取又は損傷	(第 20	条第4項第11号)
	・指定区域内における指定植物の植栽又は種子まき	(第 20	条第4項第12号)
	・山岳に生息する動植物等の捕獲・殺傷等	(第 20	条第4項第13号)
	・指定区域内における指定動物の放牧	(第 20	条第4項第14号)
	・屋根、壁面の色彩の変更	(第 20	条第4項第15号)
	・指定区域内への立ち入り	(第 20	条第4項第16号)
	・指定区域への車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	(第 20	条第4項第17号)

施行規則第18条で定める行為(通常の管理行為、軽微な行為等)は除く

県立自然公園における許可・届出が必要な行為

山梨県立自然公園条例に基づ〈<mark>届出</mark>が必要な地域・地区

- ·特別地域(第1種~第3種)
- ·普通地域

山梨県立自然公園条例に基づ〈<mark>届出</mark>が必要な行為

地域・地区	行	為	0	X		分		
特 別 地 域	・非常災害のための必	が要な応急	措置	(第	20	条 第	7	項)
(第1種~第3種)	・指定地域内での木竹	「の植栽		(第	20	条 第	8	項)
	·家畜の放牧			(同		上)
普 通 地 域	・工作物の新築、改築	、増築で次	ての基準を超えるもの					
		(第22	2条第1項第1号、及び、	施行規則第	第20条	第1項第	1 ~ 1	0号)
	イ. 建 築	物	高さ13m又は延べ面	積1,000㎡				
	口.送 水	管	長さ70m					
	八.鉄	塔	高さ30m					
	二.船舶の係員	留施 設	長さ50m					
	ホ・ダ	ム	高さ20m					
	へ.鋼 索 翁	鉄 道	延長70m					
	ト. 索 道 傾斜亘長600m又は起点と終点の高低差200m							
	チ.別 荘 地 用	道路	幅員2m					
	リ.遊戯施設(建築物を除く) 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡							
	ヌ.太陽光発電	電施 設	同一敷地内の地上部	部分の水平	投影面	i積の和1	,000	m²
	・特別地域内の河川・湖沼等の水位							
		又は水	量の増減を及ぼさせる	行為(第:	22 条 3	第1項第	第 2	! 号)
	・広告物等の掲出、設	置、表示		(第2	22 条 3	第1項第	第 3	号)
	・水面の埋め立て又は	干拓		(第:	22 条 3	第1項第	第 4	号)
	・鉱物の堀採又は土石	の採取		(第:	22 条 3	第1項第	第 5	号)
	・土地の形状変更			(第:	22 条	第1項3	第 6	号)

施行規則第21条で定める行為(通常の管理行為、軽微な行為等)は除く